

令和4年度 会計年度任用職員（生活・学習支援員）の募集について

1 募集職種、採用予定人員等

- (1) 職名 生活・学習支援員
- (2) 採用予定人員 2名
- (3) 主な職務内容
 - ① 児童生徒の校内における移動及び身辺処理に関する介助業務
 - ② 児童生徒の学習支援及び学習活動時における行動の介助業務
 - ③ その他校長の命ずる業務

2 応募資格

- (1) 任用の日に本校に勤務可能な方
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (3) 教員免許状を有する者、学校、塾、福祉施設等での実務経験を有する者、又は特別支援教育に関する知識のある者

3 任用期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

（勤務実績により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

4 勤務条件等

- (1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

月額 126,700円～151,800円

※ 報酬額の算定は、同一職務の経験年数により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。
- (2) 加算報酬

職務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり
- (3) 期末手当

年間2.4月（6月期1.2月、12月期1.2月（在職期間に応じた割落としあり））

※ 任用期間6カ月以上の方が対象
- (4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給（支給限度額あり）
- (5) 勤務時間

週29時間（原則 1日5時間48分×週5日）

(6) 休暇

年次有給休暇10日（時間単位の取得が可能）、その他、夏季休暇（有給・週3日以上勤務）等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

(7) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

(8) 条件附採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7の規定に基づき、採用は条件附とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

5 その他

(1) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(2) 営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合
- ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合
- ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合